

京都市消防団員の定員，任免，給与，服務等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第82号）（消防局総務部消防団課）

消防団員（以下「団員」という。）の確保等を目的として発出された，「消防団員の報酬等の基準の策定等について（令和3年4月13日付け消防庁長官通知）」において，消防団活動の実態に応じた適切な報酬を支給するなど，団員の処遇改善に向けて各自治体において必要な措置を講じることとされたことに伴い，本市においても，次のとおり必要な措置を講じるとともに，その他規定を整備することとしました。

- 1 消防団員の種類を設けるとともに，報酬額を当該種類に応じたものとしました。
- 2 消防団への加入の促進及び消防団員の処遇の改善を図るため，費用弁償として支給していた出動手当及び機関手当について，報酬として支給することとしました。
- 3 年額報酬から京都市消防団協会の会費及び消防団員等福祉共済掛金を控除することができることとしました。

この条例は，令和4年4月1日から施行することとしました。

京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

## 京都市条例第82号

### 京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

京都市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

2 団員の種類ごとの定員は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 基本団員 4,520人

(2) 機能別団員 450人

第2条を第2条の2とし、第1条の次に次の1条を加える。

#### (団員の種類)

第2条 団員の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 基本団員 次号の機能別団員以外の団員をいう。

(2) 機能別団員 特定の消防事務に従事する団員をいう。

第7条を次のように改める。

#### (報酬)

第7条 消防団員の報酬は、年額報酬、出動報酬及び機関報酬とする。

2 消防団員に対しては、次の各号に掲げる消防団員の種類に応じ、当該各号に掲げる額の年額報酬を支給する。

(1) 基本団員 次に掲げる階級の区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

ア 団長 82,500円

イ 副団長 69,000円

ウ 分団長 50,500円

エ 副分団長 45,500円

オ 部長及び班長 37,000円

カ 団員 36,500円

(2) 機能別団員 9,000円

3 災害、警戒、訓練等の職務に従事した消防団員に対しては、1回8,000円を超えない範囲内において出動報酬を支給する。

4 動力消防ポンプの保管、整備及び運用を担当する消防団員（基本団員に限る。）に対しては、月額300円を超えない範囲内において機関報酬を支給する。

5 前3項の報酬の支給の方法は、別に定める。

第7条の次に次の1条を加える。

(報酬からの控除金)

第7条の2 次に掲げるものについては、年額報酬を支給する際、その報酬から控除することができる。

(1) 京都市消防団協会の会費

(2) 消防団員等福祉共済掛金

第8条第1項中「として次に掲げる手当を支給する」を「を支給することができる」に改め、同項第1号及び第2号を削り、同条第2項中「手当」を「費用弁償」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(消防局総務部消防団課)